

岩手県警察通信指令技能検定に関する訓令

(平成22年7月1日警察本部訓令第11号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察通信指令技能検定に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察通信指令技能検定に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察における通信指令業務に関する知識及び技能(以下「通信指令技能」という。)の向上を図り、通信指令を担う人材の育成及び職務執行の強化に資することを目的とする。

(技能検定の種別)

第2条 通信指令技能についての検定(以下「技能検定」という。)の種別は、初級及び上級とする。

(技能検定の方法等)

第3条 技能検定は、筆記試験及び実技試験に分けて実施するものとし、技能検定内容及び合格基準は、別表のとおりとする。

2 実技試験は、筆記試験に合格した者に対し実施するものとする。

(委員会の設置)

第4条 技能検定を適正に実施するため、本部に岩手県警察通信指令技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、技能検定を実施し、筆記試験及び実技試験の結果を審査の上、合格者を決定する。

2 委員会は、初級及び上級の技能検定を、原則として年1回以上実施するものとする。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、生活安全部長とし、副委員長には生活安全部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)をもって充てる。

3 委員は、生活安全部地域課長、生活安全部地域課実務指導室長及び生活安全部通信指令課次長をもって充てる。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

2 委員長は、必要により委員以外の者に対し、委員会に出席を求めることができる。

3 委員会の事務は、生活安全部通信指令課(以下「通信指令課」という。)において行う。

(技能検定の受検資格)

第8条 初級の受検資格は、初任補修科修了後1年以上を経過した者とする。

2 上級の受検資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技能検定の初級を取得後2年を経過した者
- (2) 現に通信指令課において通信指令業務に従事する者
- (3) 過去に本部又は署通信室において通信指令担当者として勤務した経験がある者

(技能検定の特例)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者から受検の申出を受けたときは、初級検定に合格したものとして技能検定を免除し、合格証書を交付することができる。

- (1) 現に通信指令課において通信指令業務に従事する者
- (2) 過去に本部又は署通信室において通信指令担当者として勤務した経験がある者
- (3) 通信指令専科を修了した者

(技能検定の手続)

第10条 技能検定を受けようとする者は、所属長に申し出なければならない。

2 所属長は、前項の規定により申出を受けたときは、通信指令技能検定受検者申込書(様式第1号)を作成し、委員長に提出するものとする。

(技能検定の実施結果報告)

第11条 委員長は、技能検定を実施したときは、通信指令技能検定実施結果報告書(様式第2号)により、その実施結果を本部長に報告するものとする。

(合格証書の交付等)

第12条 本部長は、技能検定に合格した者に対して、通信指令技能検定合格証書(様式第3号)を交付するものとする。

2 委員長は、技能検定に合格した者について、所属長及び警務部警務課長に通信指令技能検定合格通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 所属長は、技能検定に合格し、合格証書を交付された者の勤務記録カードにその旨を記載するものとする。

(通信指令技能検定管理台帳)

第13条 通信指令課長は、通信指令技能検定管理台帳(様式第5号)を備え付け、技能検定の取得状況を明らかにしておくものとする。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

別表

通信指令技能検定の内容及び合格基準

第1 初級技能検定

区分	項目	細目	所要 時間	配点	合格 基準	
通信指令担当者として、通信指令活動に必要な基礎的知識・技能を有すると認められる者	筆記試験	1 警察通信関係	60分	100点	70点以上	
		2 緊急通報の受理及び指令				
		3 初動警察活動の指揮				
	実技試験	受理	1 対応	15分	100点	70点以上
			2 聴取内容			
			3 危機管理			
			4 記録			
		指令	1 基本指令			
			2 通話技術			
			3 指揮			
			4 緊急時の指揮			

第2 上級技能検定

区分	項目	細目	所要時間	配点	合格基準		
あらゆる警察事象に的確に対処し、効率的な通信指令活動ができる高度な知識・技能を有すると認められる者	筆記試験	1 警察通信関係	(1) 警察無線通信の構成 (2) 無線機の取扱方法及び管理 (3) 通信指令の適正な運用	60分	100点	80点以上	
		2 緊急通報の受理及び指令	(1) 緊急通報の受理 (2) 指令、手配、通報				
		3 初動警察活動の指揮	(1) 重要事件発生時の判断及び指揮 (2) 初動措置に必要な情報の集約等 (3) 緊急配備の運用等				
		4 通信指令業務	(1) 緊急配備支援業務 (2) 非常通報装置等の取扱要領 (3) 緊急照会の実施等				
	実技試験	受理	1 対応	(1) 通報者の立場に立った聴取 (2) 主導的な聴取と適切な締めくくり	15分	100点	80点以上
			2 聴取内容	(1) 聴取の順番、項目 (2) 迅速性、簡潔性、正確性			
			3 危機管理	(1) 的確な状況把握 (2) 事案の種別、軽重、発展性、緊急性等に関する適切な擬律判断 (3) 報告等の適時適切な措置			
			4 記録	(1) 迅速性、正確性と指令しやすい記載			
		指令	1 基本指令	(1) 適切な通話手続きと必須項目を網羅した指令 (2) 的確な記録 (3) 迅速的確な緊急配備指令 (4) 事故防止等に配慮した指令			
			2 通話技術	(1) 簡潔明瞭、緊迫感及びメリハリのある指令 (2) 適切な指令通話			
			3 指揮	(1) 迅速な指令と現場に対する適切な指揮 (2) 現場への必要事項(不足事項)の報告指示 (3) 冷静・沈着な指揮			
			4 緊急時の指揮	(1) 緊急発信通報、至急報への的確な対応 (2) 重要事件等発生時における判断力 (3) 指揮指令能力			

第 号

通信指令技能検定合格証書

階 級
氏 名

通信指令技能検定(級)に合格したことを証する

年 月 日

岩手県警察本部長

